

第6節 廃棄物

本市のごみの減量化、資源化、分別方法、指定袋等については、合併前の旧市町村におけるごみ処理に係る制度を引き継いで実施しています。

なお、平成17年度から、ごみの分別収集の統一化を始めとした見直しを進めながら、ごみの減量化・資源化の推進を行っています。

1 廃棄物処理の概要

一般廃棄物は、「薩摩川内市一般廃棄物処理計画」の内、毎年定める「ごみ処理実施計画」に基づき計画的に、収集・運搬、処理しています。

家庭系ごみの可燃、不燃ごみについては、指定袋方式により収集しており、指定袋に入らない粗大ごみについては、川内クリーンセンター等への直接搬入となっています。また、事業系ごみは、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託するか、事業者自らによる川内クリーンセンター等への直接搬入となっています。

図表3-21 一般廃棄物処理実施計画の概要

令和6年度

ごみの種類	収 集 ・ 運 搬				処 理			
	収集方法	収集回数		収集方式	処理方法	処理主体	処理施設	
家庭系ごみ	可燃	・委託	週 2 回		ステーション方式 (指定ごみ袋)	焼却	薩摩川内市 川内クリーンセンター	
	不燃	・委託	月 1 回			破碎* 選別		
	粗大	直接搬入・委託（甌島地域は不燃、粗大収集）						
	資源	・委託	月1～2回	(地域によっては、回数が違います)	ステーション方式	資源化		再生業者 各クリーンセンター 市内再生業者
事業系ごみ	可燃	事業者、許可業者による直接搬入				焼却	薩摩川内市 川内クリーンセンター	
	不燃					破碎* 選別		
	資源					資源化	再生業者 各クリーンセンター 市内再生業者	

* 破碎は回転破碎、切断破碎の併用処理後、焼却・資源化を含む。

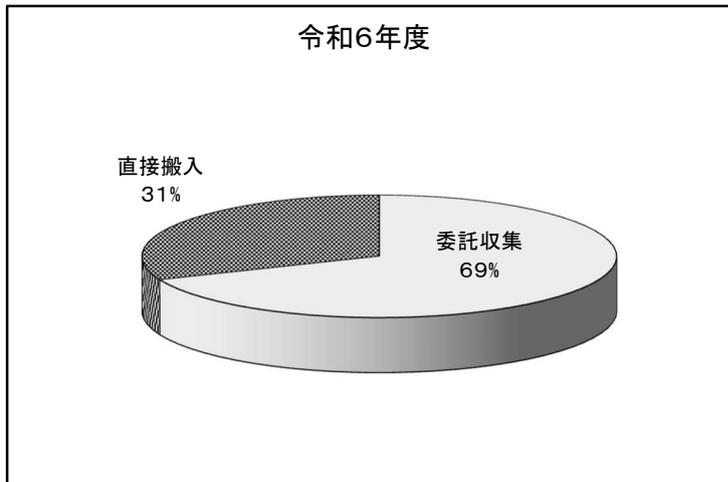
図表3-22 資源ごみの分別

令和6年度

分類		地 域	本土区域	甌島区域
紙 類	ダンボール			①ダ ン ボ ー ル
	新聞紙・チラシ			②新 聞 紙 ・ チ ラ シ
	雑誌			③雑 誌
	その他紙・紙製容器			④そ の 他 紙 ・ 紙 製 容 器
	紙パック			⑤飲 料 用 紙 パ ッ ク
缶 類	スチール			⑥ス チ ー ル
	アルミ			⑦ア ル ミ
ビン類	茶色			⑧茶 色
	無色			⑨無 色
	その他			⑩そ の 他
	生きびん			⑪生 き ビ ン
ペットボトル				⑫ペ ッ ト ボ ト ル
プラスチック (容器包装)	発泡スチロール			⑬白 色 ト レ イ 白色発泡スチロール
	白色トレイ			
	その他			⑭プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装
その他		⑮乾電池 (マンガン、アルカリ電池)		⑮ガス缶類 ⑯乾電池 (マンガン、アルカリ電池)
搬 入 先		川内クリーンセンター		川内クリーンセンター 上甌島クリーンセンター 下甌島クリーンセンター

2 ごみの収集状況 [資料7-1]

図表 3-23 ごみの収集量の割合（収集方法別）

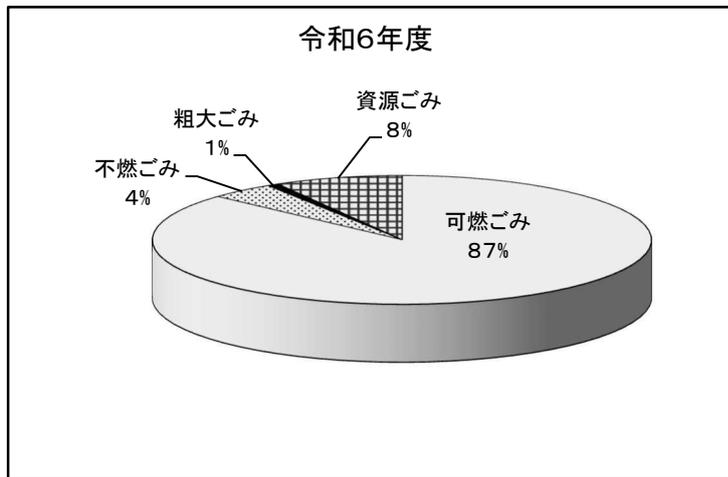


委託収集：17,814.78 t

直接搬入：8,113.35 t

合計：25,928.13 t

図表 3-24 ごみの収集量の割合（委託収集のごみの種類別）



可燃ごみ：15,456.16 t

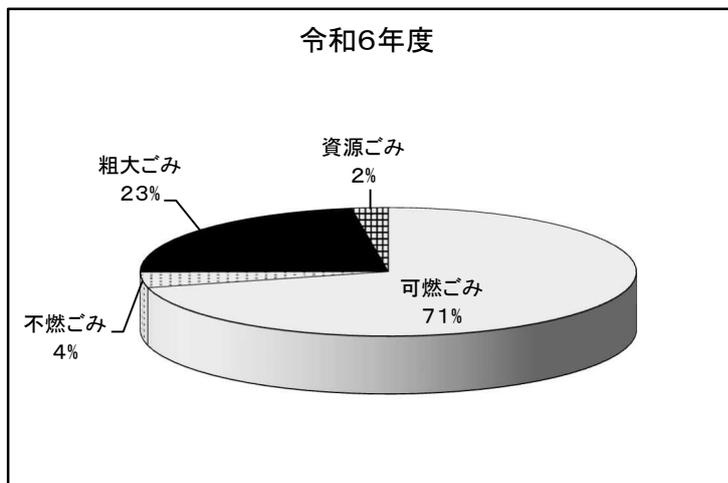
不燃ごみ：749.00 t

粗大ごみ：131.22 t

資源ごみ：1,478.41 t

合計：17,814.78 t

図表 3-25 ごみの収集量の割合（直接搬入のごみの種類別）



可燃ごみ：5,758.39 t

不燃ごみ：316.90 t

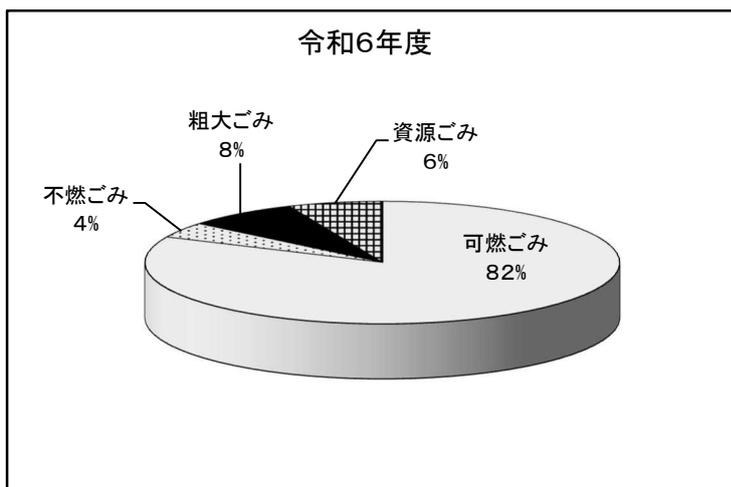
粗大ごみ：1,845.73 t

資源ごみ：192.34 t

合計：8,113.35 t

※数値は四捨五入してあるため合計値が一致しない場合がある。

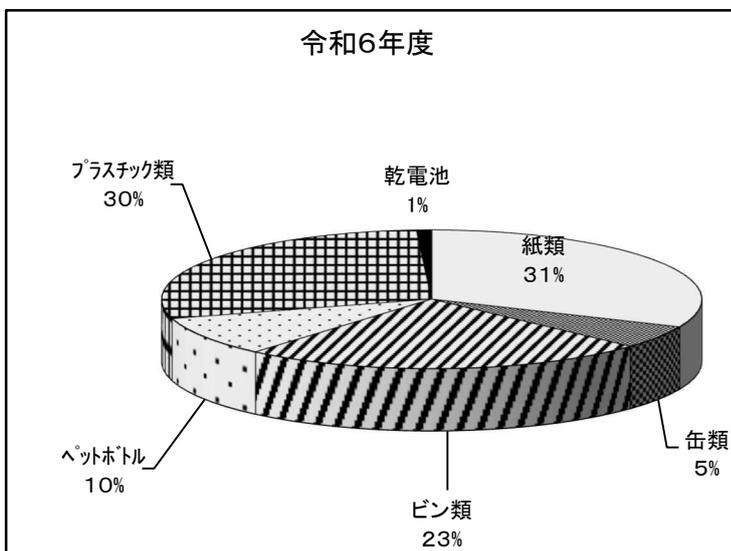
図表3-26 ごみの収集量の割合（ごみの種類別）



可燃ごみ : 21,214.54 t
 不燃ごみ : 1,065.90 t
 粗大ごみ : 1,976.95 t
 資源ごみ : 1,670.75 t

合計 : 25,928.13 t

図表3-27 ごみの収集量の割合（資源ごみの種類別）



紙 類 : 527.22 t
 缶 類 : 89.18 t
 ビン 類 : 407.40 t
 ペットボトル : 153.58 t
 プラスチック類 : 478.51 t
 乾電池 : 14.86 t

合計 : 1,670.75 t

※数値は四捨五入してあるため合計値が一致しない場合がある。

3 ごみの減量化・資源化対策

(1) リサイクル推進員制度

本市では、リサイクル推進員を設置し、資源ごみステーションの管理及び資源ごみの分別を推進している自治会に対して補助を行っています。この事業を円滑に推進し、ごみの減量化・資源化を普及啓発するため、各自治会で1～数名、リサイクル推進員が活動しています。

(2) 補助制度

本市では、ごみ減量再資源化補助金制度を実施し、ごみの減量化・資源化を推進しています。
〔資料7-2～7-3〕

図表3-28 一般廃棄物集積場整備事業補助金の概要

(令和6年度)

種 類	対 象	補 助 額				
可燃ごみ、不燃ごみ収集施設設置 (一坪未満のリサイクルステーションを含む。)	自治会	・新設：対象経費の相当額（7万円を限度） ・補修：対象経費の4分の3（4万円を限度）				
リサイクルステーション設置	〃	・新設：対象経費の相当額 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>1坪未満：7万円を限度</td> </tr> <tr> <td>1坪以上1.5坪未満：14万円を限度</td> </tr> <tr> <td>1.5坪以上2坪未満：19万円を限度</td> </tr> <tr> <td>2坪以上：21万円を限度</td> </tr> </table> ・移設・補修：対象経費の4分の3（4万円を限度）	1坪未満：7万円を限度	1坪以上1.5坪未満：14万円を限度	1.5坪以上2坪未満：19万円を限度	2坪以上：21万円を限度
1坪未満：7万円を限度						
1坪以上1.5坪未満：14万円を限度						
1.5坪以上2坪未満：19万円を限度						
2坪以上：21万円を限度						

※移設は1施設に1回限り。

ただし新設の際に補助を受けた場合は、3年を経過したもの。

図表3-29 資源ごみステーション管理運営事業補助金の概要

(令和6年度)

種 類	対 象	補 助 額
リサイクル推進員	自治会	全地域・・・1人につき月額1,250円

図表3-30 生ごみ処理機器購入補助金の概要

(令和6年度)

種 類	対 象	補 助 額
生ごみ処理機器	生ごみ処理機器の購入者	購入金額の3分の2（5万円を限度）

図表3-31 地区コミ分別収集報奨金の概要

(令和6年度)

種 類	対 象	報 奨 金 額 (単位: 円)							
		地域名	コミ協名		地域名	コミ協名			
ごみの減量 化、資源化の 推進	地区コミュニ ティ協議会	川内	1	亀山	551,000	東郷	1	斧淵	345,000
			2	可愛	1,011,000		2	南瀬	59,000
			3	育英	441,000		3	山田	50,000
			4	川内	735,000		4	鳥丸	56,000
			5	平佐西	1,228,000		5	藤川	35,000
			6	平佐東	133,000	東郷 計	5	545,000	
			7	隈之城	1,097,000	祁答院	1	黒木	80,000
			8	永利	498,000		2	上手	81,000
			9	水引	367,000		3	大村	86,000
			10	峰山	178,000		4	轟	38,000
			11	滄浪	45,000		5	藺牟田	114,000
			12	寄田	38,000	祁答院 計	5	399,000	
			13	八幡	154,000	里	1	里	358,000
			14	高来	215,000	里 計	1	358,000	
			15	城上	123,000	上甌	1	上甌	317,000
			16	陽成	100,000	上甌 計	1	317,000	
			17	吉川	40,000	下甌	1	手打	174,000
			18	湯田	81,000		2	子岳	43,000
			19	西方	57,000		3	西山	32,000
		川内 計	19	7,092,000	4		内川内	7,000	
					5		長浜	140,000	
		樋脇	1	樋脇	338,000	6	青瀬	50,000	
			2	藤本	31,000	下甌 計	6	446,000	
			3	野下	18,000	鹿島	1	鹿島	96,000
			4	市比野	337,000	鹿島 計	1	96,000	
			5	倉野	32,000	合 計	48	10,607,000	
		樋脇 計	5	756,000					
		入来	1	副田	260,000				
			2	清色	178,000				
			3	朝陽	70,000				
			4	大馬越	75,000				
			5	八重	15,000				
		入来 計	5	598,000					

※ 分別収集した資源ごみに係る売払金等の相当分を地区コミュニティ協議会に報奨金として還元しています。